2022 年 11 月 17 日

2023 年度 人間健康科学研究科 長期履修制度適用申請手続きについて

（４月入学の博士前期・後期課程在学者向け）

１　制度概要

学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則が定める標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）内での修業が困難と大学が認める者で**一定の期間にわたる計画的な履修計画を持つ者**に対し、その計画的な履修を認める制度です。在学生においても、入学後の職場事情の変化等、特別な事情がある場合に中途の申請を認めます。

但し、在学年限（博士前期課程は4年、博士後期課程は6年。休学期間は算入しない）を超えて在学することはできません。

なお、適用が認められた場合、**長期履修期間の延長は認められません。** 慎重に履修計画を立て、申請を行ってください。

長期履修が認められた場合、その長期履修期間中は日本学生支援機構第2種奨学金（有利子）の申請資格があります（第1種奨学金は通常の標準修業年限限り）。

２ 対象者

申請時に博士前期課程１年生（2022 年度入学）、博士後期課程１・２年生（2021・2022 年度入学）の者、かつ４月入学者で、以下のいずれかの理由により、標準修業年限内での修業が困難な者。

（１）職業を有している。

（２）出産、育児、介護等を行う必要がある。

（３）その他やむを得ない事情がある。

※申請者の状況や履修計画を審査の上、各学域が設定する一定数を限度に長期履修を許可します。

３ 申請可能な長期履修期間

博士前期課程　入学時から３・４年（年単位）

博士後期課程　入学時から４・５・６年（年単位）

（例）

博士前期課程 2022 年度入学者が長期在学３年を申請する場合：

2022 年度から 2024 年度まで（休学期間を除く）

４ 授業料

長期履修の許可を受けた年度の翌年度（2023 年度）の授業料から、「(¥520,800×標準修業年限)÷長期在学期間」で算出した額が適用されます。但し、長期履修期間を過ぎても修了せずに引き続き在学する場合には、長期履修期間終了後から通常の授業料額となります。

（例）博士前期課程 2022 年度入学者が長期在学３年を申請する場合

１年目（2022 年度）		２年目（2023 年度）		３年目（2024 年度）		合計
前期	後期	前期	後期	前期	後期	
¥260,400	¥260,400	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥1,215,200

授業料の総額は、標準修業年限で終了した場合よりも割高となりますので、ご留意ください。

５ 申請期間

2023 年 1 月 30 日（月）～2023 年 2 月 3 日（金）

６ 申請書類

（１）長期履修申請書（様式第１号）

（２）長期履修が必要であることを証明する書類

【資料の例】

業務多忙の場合：在職証明書 および 業務が多忙であることを詳細に記載したもの（様式任意）

出産・育児の場合：母子手帳 または 住民票（家族構成がわかるもの）の写し

介護の場合：介護認定通知書又は障害者手帳等の公的書類の写し

および 申請者自身が介護に携わる必要があることを記載したもの（様式任意）

７ 結果の発表

2023 年 2 月下旬予定

８ その他（注意事項）

長期履修の申請を行おうとする方は指導教員と、長期履修の申請を行おうとする事情や履修計画等について必ず相談してください。

また、長期履修期間を満了してもなお修了されない場合、自動的に退学になるわけではありません。退学を希望する場合は、退学願の提出が必要ですので、予めご了承ください。

９ 問合せ先・提出先

荒川キャンパス：学務課教務係大学院担当

TEL 03-3819-1211（内 221） a-kyomu●jmj.tmu.ac.jp

ﾍﾙｽﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝｻｲｴﾝｽ学域：南大沢キャンパス管理部理系学務課 HPS 学域担当

TEL 042-677-1111（内 3028）hps-info●jmj.tmu.ac.jp

メールを送信される場合は●を@に置き換えてください